

## 平成 25 年第 4 回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成 25 年 3 月 22 日(金曜日)午後 3 時 30 分
- 2 場 所 岐阜市役所南庁舎 3 階 教育長室
- 3 出席委員 後藤委員長、矢島委員、中島委員、小野木委員、早川教育長
- 4 説明のために出席した事務局の職員  
島塚事務局長、長原事務局次長兼教育立市政策審議監、中本教育政策課長、井深教育施設課長、水谷少年センター所長、後藤岐阜北幼稚園長、種田岐阜商業高等学校事務長、内堀社会教育課長、石原図書館長、小森科学館長、黒田歴史博物館長、平井青少年教育課長、林中央青少年会館、上松市民体育課長、鶴飼教育政策課主幹、清水教育政策課管理係長、黒田教育政策課庶務係長、長谷川教育政策課政策係長、高橋社会教育課信長学・市史編さん係長
- 5 職務のために出席した事務局の職員  
河原教育政策課主事、小川教育政策課主事
- 6 議事日程
  - 第 1 開会
  - 第 2 前回会議録の報告、修正及び承認
  - 第 3 会議録署名者の指名
  - 第 4 委員長及び委員長職務代理者の選挙
  - 第 5 諸般の報告
    - (1) 平成 25 年第 1 回岐阜市議会定例会について (教育政策課)
    - (2) 岐阜市史編さんの基本方針の策定について (社会教育課)
    - (3) 史跡岐阜城跡整備基本構想の策定について (社会教育課)
    - (4) 岐阜市子ども・若者生き生きプランの策定について (青少年教育課)
    - (5) 企画展「タイムスリップ 大むかしのくらし」「加藤栄三・東一 岐阜を描く」「Dr. コー診療所 山田貴敏 原画展」 (歴史博物館)
  - 第 6 議事
    - (1) 第 15 号議案 岐阜市教育委員会指定管理者選定委員会規則制定について (教育政策課)
    - (2) 第 16 号議案 岐阜市教育委員会指定管理者評価委員会規則制定

- について（教育政策課）
- (3) 第 17 号議案 岐阜市教育委員会事務点検評価委員会規則制定について（教育政策課）
  - (4) 第 18 号議案 岐阜市教育振興基本計画検討委員会規則制定について（教育政策課）
  - (5) 第 19 号議案 岐阜市就学指導委員会規則制定について（学校指導課）
  - (6) 第 20 号議案 岐阜市立幼稚園ことばの教室教育支援委員会規則制定について（学校指導課）
  - (7) 第 21 号議案 岐阜市学校給食研究委員会規則制定について（学校保健課）
  - (8) 第 22 号議案 岐阜市学校給食献立作成委員会規則制定について（学校保健課）
  - (9) 第 23 号議案 岐阜市学校結核対策委員会規則制定について（学校保健課）
  - (10) 第 24 号議案 岐阜市史編さん委員会規則制定について（社会教育課）
  - (11) 第 25 号議案 岐阜市史編さん専門委員会規則制定について（社会教育課）
  - (12) 第 26 号議案 史跡加納城跡整備委員会規則制定について（社会教育課）
  - (13) 第 27 号議案 史跡岐阜城跡整備委員会規則制定について（社会教育課）
  - (14) 第 28 号議案 史跡岐阜城跡整備専門委員会規則制定について（社会教育課）
  - (15) 第 29 号議案 岐阜市長良川鵜飼習俗総合調査委員会規則制定について（社会教育課）
  - (16) 第 30 号議案 岐阜市長良川鵜飼習俗総合調査専門委員会規則制定について（社会教育課）
  - (17) 第 31 号議案 岐阜市長良川流域の文化的景観検討委員会規則制定について（社会教育課）
  - (18) 第 32 号議案 岐阜市立図書館機能等検討委員会規則制定について（図書館）
  - (19) 第 33 号議案 岐阜市科学教育振興会議規則制定について（科学館）
  - (20) 第 34 号議案 岐阜市歴史博物館資料評価委員会規則制定について

- て（歴史博物館）
- (21) 第 35 号議案 岐阜市歴史博物館分館資料評価委員会規則制定について（歴史博物館）
  - (22) 第 36 号議案 岐阜市放課後チャイルドコミュニティ推進委員会規則制定について（青少年教育課）
  - (23) 第 37 号議案 岐阜市スポーツ推進計画検討委員会規則制定について（市民体育課）
  - (24) 第 38 号議案 岐阜市公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定について（社会教育課）
  - (25) 第 39 号議案 岐阜市文化財保護費補助金交付規則を廃止する規則制定について（社会教育課）
  - (26) 第 40 号議案 岐阜市史跡の指定について（社会教育課）
  - ※ (27) 第 41 号議案 公文書公開請求に対する決定について（教育施設課）
  - ※ (28) 第 42 号議案 平成 25 年度岐阜市教育委員会事務局及び所管する教育機関の人事異動について（教育政策課）

## 7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。なお※の議案及び報告は、秘密会形式で審議した。

## 8 議事の経過

午後 3 時 30 分開会開議

**○後藤委員長** 只今から、平成25年第4回岐阜市教育委員会定例会を開会します。本日は、5人の委員が出席しており、会議は成立します。議事日程に従い、順次進めていきたいと存じます。

前回の定例会の会議録については、出席委員において先程承認されました。

今回の会議録の署名者につきましては、出席委員においてお願いします。

事務局にお尋ねしますが、本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。

**○長谷川教育政策課係長** いらっしゃいません。

**○後藤委員長** それでは、議事日程 第5の「委員長及び委員長職務代理者の選挙」に移ります。事務局から説明をお願いします。

**○長谷川教育政策課係長** 委員長及び委員長職務代理者の選挙をお願いしたいと考えております。法律の規定に基づき、委員長の任期は1年間とされております。後藤委員長におかれましては、平成25年4月19日をもって委員長の任期が満了し、同様に委員長職務代理者矢島委員におかれましても平成25年4月19日までとなります。そのため、今般、平成25年4月20日以降の1年間の委員長及び委員長職務代理者を決めていただきたく、それぞれ選挙をお願いするものでございます。

続けて、選挙の具体的な方法についてご説明申し上げます。選挙は、規則の規定に基づき、無記名投票により行います。そして、有効投票の最多数を得た者をもって当選人といたします。

それでは、委員長及び委員長職務代理者の選挙に移りたいと存じますが、選挙を行う前に、推薦等ご意見ありますでしょうか。

(なし)

それでは、委員長選挙、委員長職務代理者選挙を順に執り行いたいと存じます。まず、委員長選挙を行います。これからお配りします投票用紙に適任と思われる方を記載いただき、投票箱に投票をお願いいたします。

(投票及び開票)

**○長谷川教育政策課係長** ただいまの選挙の結果についてお知らせいたします。後藤敏彦委員 4票、矢島潤一郎委員 1票です。委員長選挙の当選人は、後藤敏彦委員でございます。よろしく願いいたします。

続いて、委員長職務代理者の選挙に移ります。同じくお配りします投票用紙に適任と思われる方を記載いただき、投票箱に投票をお願いいたします。

(投票及び開票)

**○長谷川教育政策課係長** ただいまの選挙の結果についてお知らせいたします。矢島潤一郎委員 4票、中島由紀子委員 1票となりました。委員長職務代理者選挙の当選人は、矢島潤一郎委員でございます。よろしく願いいたします。

選挙の結果は、以上でございます。皆さま、よろしく申し上げます。

**○後藤委員長** それでは、平成25年4月20日から、委員長は私、後藤が、そして、職務代理者は矢島委員が務めることとなりましたので、よろしく願いし

ます。

それではお手元にあります議事日程をご覧ください。本日は、諸般の報告5件、議案が28件となっています。本日は秘密会で行うべき案件があるようですが、事務局いかがですか。

**○長谷川教育政策課係長** 第41号議案は、説明にあたり個人情報が含まれるため、また第42号議案は、人事案件でございますので、会議の後半にまとめて秘密会で審議をお願いしたいと存じます。

なお、秘密会に関する事項ではございませんが、第15号議案から第37号議案は、同一の理由により規則を改正するものでございますので、一括してご審議いただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

**○後藤委員長** 只今、事務局から、第41号議案及び第42号議案について、会議の後半にまとめて秘密会で審議を行いたいという要望、また、第15号議案から第37号議案について、一括して審議を受けたいという要望がありましたが、ご異議ありませんか。ご異議のない方は、挙手を願います。

(全委員の挙手確認)

**○後藤委員長** 異議なしとのことですので、これらの議事は要望のとおり取り扱うこととします。

では、日程第5の諸般の報告に入りたいと思います。報告(1)について、事務局から説明をお願いします

**○中本教育政策課長** 教育政策課です。よろしくお願いいいたします。別冊1をご覧ください。1ページに各議員からの質問の一覧が記載してあります。教育に関して、議員総数40名のうち15人から質問がありました。質問された総議員数は、25人であるため、教育委員会に対して約6割の議員が質問されました。教育長の答弁は、毎回、多くあり、内容も多岐に富んでいます。ICT教育関連では、1ページの一番上の杉山議員から「電子黒板とデジタル教科書について」、二つ下の西垣議員から「ICT推進教育事業について」、その二つ下の石井議員から「電子黒板・デジタル教科書の導入について」という3件の質問がありました。そのほか、社会問題化している食物アレルギーや体罰の問題などに関する質問もありました。また、教育委員会が現在、検討を進めております(仮称)総合教育支援センターについては、中段の中川議員から「子ども・若者支援について」、「支援を要する子どもの学び場について」、その二つ下の小堀議員から、「発達障が

い児への途切れない支援について」の質問がありました。注目されていますエアコンの設置については、上から3人目の西垣議員から「小中学校へのエアコン整備に関する検討内容について」と、その下の柳原議員から「平成25年度の重点施策について」の中で質問されました。教育委員会に対する質問は、合計24件あり、そのうち社会教育に関する質問が2件、学校教育に関する質問が22件です。義務教育、学校教育への関心の高さが表れています。

続いて、2ページをご覧ください。デジタル黒板の活用に関する答弁の中、「①」のゴシックで記載した部分、「子どもの興味関心・理解力を高め、先生方の負担軽減に資する一石二鳥の施策」と有用性に触れ、また「②」の「体験学習の重要性がますます高まる」と答弁し、デジタルなものばかりではなく、今後、体験がますます重要であると示しました。3ページをご覧ください。食物アレルギーについて、関東で起きましたアナフィラキシーショックの事件から、アレルギーの危険性を改めて認識し、その対応について、マニュアルを作成するなど学校現場で配慮できる限りのことを実施しているという内容を答弁しました。続いて、5ページをご覧ください。社会教育関係の質問です。「岐阜大仏」、正式には「かご大仏」と言いますが、かご大仏の保存活用について、今回大きく質問として取り上げられました。かご大仏の保存及び活用について、今後、力を入れていくという答弁を行いました。その下に、西垣議員からのエアコン整備に関する質問に対する答弁を記載しています。下から3行目をご覧ください。エアコンをいつ頃導入するのかについて、平成28年度までに導入していくと答弁しています。7ページをご覧ください。柳原議員からもエアコン整備に関する質問がありましたが、整備に莫大な費用が掛かるため、慎重に検討すべきことや有効なエネルギーの活用についての指摘を頂きました。9ページをご覧ください。中川議員からの（仮称）総合教育支援センターに関する質問です。これに関連して、資料には記載がありませんが、2月に福祉部と健康部と連携して進めるように市長から強く指示を受け、現在、協議を進めています。市議会からの（仮称）総合教育支援センターに掛ける期待度が高く、市議会定例会の度に質問がされています。平成26年度のオープンに向け、努力を重ねていく必要があると考えており、教育委員の皆さまからもご意見が頂ければと思います。続いて、11ページをご覧ください。下段に松原和生議員の質問に対する答弁が記載されています。現在、都市建設部が岐阜公園整備計画の中で、三重塔の修復に対する調査費を予算計上しています。三重塔の立地について検討したのが、記載されています河合玉堂先生です。松原議員は、地元選出の議員であり、三重塔の活用を教育委員会において、さらに進めてほしいという内容でした。15ページをご覧ください。前回の教育委員会定例会においても話が出ましたが、井深正美議員から「生活保護基準の見直しについて」質問がありました。新聞報道

等でご存知かもしれませんが、国は、3年間で最高10%の削減を検討しています。具体的な数値等については、正式に通知されていませんが、教育委員会が認定しています要保護及び準要保護にどの程度影響があるかという質問でした。ゴシックで記載してあるとおり、現在、準要保護児童生徒の人数が1,756人であり、そのうちの約1割の156人に影響があるのではないかと思います。国や他都市の動向を見ながら、注意して運用していくという答弁いたしました。

**○後藤委員長** 市議会定例会に関する報告でございますが、ご質問ご意見等ございませんでしょうか。

先ほど、有効なエネルギー活用の話がありましたが、電気かガスのどちらかを利用することになるのですか。

**○井深教育施設課長** 平成25年度に初期投資やランニングコストを合わせて調査した上で、決定していきたいと考えています。現段階では、どちらかということはありません。

**○後藤委員長** ほかにございませんか。ないようですので、次にまいります。報告(2)について、事務局から説明をお願いします。

**○内堀社会教育課長** 社会教育課です。よろしく申し上げます。資料は、1ページから3ページまでです。岐阜市史編さんの基本方針の策定についてご報告いたします。資料とともに「岐阜市史だより」というチラシをご覧ください。社会教育課では、今年度から新たな岐阜市史の編さんに取り組んでいます。公募委員を含む7名で構成する市史編さん委員会と学識経験者4名で構成する市史編さん専門委員会において、岐阜市史編さんの基本方針の策定に関する審議を重ね、平成25年2月21日に策定しましたので、ご報告させていただきます。チラシの裏面の中段に岐阜市史編さんの基本方針として6つの項目が記載されています。前回の岐阜市史編さんを受けて、今回は、昭和50年から現在までの約40年の期間を扱います。作成にあたり、これまでの市史にあまり囚われず、分かりやすい記述を心掛けたいと考えています。また、行政の歴史だけではなく、市民協働や男女協働参画、まちづくり、自治会等にスポットを当てます。特に市民の皆さまと一緒に市史を作っていくという形を取りたいと考え、チラシの下段の記載のとおり、情報や資料の提供を広く呼びかけ、市史を一緒に作っていくことを考えています。来年度は、具体的な巻構成や編集方針、調査項目、執筆予定者を決め、実際の調査に入っていく予定です。期間は、平成24年度から平成30年度までの7年間です。現段階では、巻数が4巻、通史編1巻と史料編3巻という

構成を予定しています。チラシの右側の写真に写っている方は、この場にいます黒田歴史博物館長です。黒田歴史博物館長は、現代史を専門としていますので、市史編さん専門委員会のオブザーバーとしてご意見を頂戴しています。以上です。

○**早川教育長** チラシに「中部圏有数の中核都市として発展を遂げてきた」と記載がありますが、昔から中部圏有数の中核です。チラシは、完成品ですか。

○**高橋社会教育課係長** 最終校正の段階です。確認し、修正いたします。

○**早川教育長** この表現は、当たり前のことを言っているので、改めるよう考えてください。

○**中島委員** チラシに資料募集についての記載がありますが、少し受動的ではありませんか。

○**内堀社会教育課長** ほかにもより良いアピールの方法があると思いますので、考えていきたいと思います。

○**中島委員** 学校には、たくさんの資料があると思います。

○**内堀社会教育課長** 様々な方法があると思います。市民の方々は、要らないものだと思っているかもしれませんが、実際に活動されているそのこと、ものが一番価値の高い資料となります。中島委員が仰いました学校などに呼びかけていきたいと思います。

○**早川教育長** 学校に歴史クラブや3年生くらいで校区の歴史などを勉強する機会があるので、その作業の一環で発掘するという手法もあります。

○**中島委員** 明治22年以降であれば良いのですか。

○**内堀社会教育課長** 岐阜市史編さんの対象期間は、昭和50年からですが、前回の岐阜市史の記載漏れや刊行以降の新たな発見がありますので、対象期間に限定することなく、大切なものがあれば遠慮なく言っていただきたいという意味を込めて、明治22年以降と記載しています。



○**中島委員** 「明治22年以降の市誕生以降に撮影された写真、ポスターやチラシを募集しています。」と記載されていますが、写真、ポスターやチラシについては、明治22年以降ということですか。

○**内堀社会教育課長** はい。古い写真などは、あまりありませんので、昭和50年以降に限らず、集めていきたいと考えています。

○**後藤委員長** 既刊の13巻の刊行は、いつ終わったのですか。

○**内堀社会教育課長** 昭和56年です。

○**黒田歴史博物館長** 先ほどの写真の件ですが、歴史博物館では、市政100年、110年、120年と10年ごとに展覧会を開催し、岐阜市の変化を写真で展示してきました。市史編さんの過程で明治22年以降の写真を集めていただき、博物館においても活用していきたいと考えています。

○**後藤委員長** ほかにないようですので、次にまいります。報告(3)について、事務局から説明をお願いします。

○**内堀社会教育課長** 社会教育課です。別冊2をご覧ください。史跡岐阜城跡整備基本構想の策定についてご報告申し上げます。委員の皆さまもご存じのとおり岐阜城は、平成23年2月に国の史跡に指定されまして、平成23年度に保存管理計画を作成しました。本年度は、学識経験者6名にオブザーバー4名を加えた史跡岐阜城跡基本構想策定委員会において、3度の審議を重ね、史跡岐阜城跡整備基本構想を作成しました。今回お示ししている資料は、その概要版です。実際の基本構想は、非常に文章量が多いため、概要版を用いてご報告申し上げます。見開きをご覧ください。「史跡岐阜城跡整備イメージ」として、今後の岐阜城跡整備のイメージを示しています。下段に「整備の基本方針」として、3本の柱を考えました。実際はどのような姿になっていたのかということ詳しく調べて明らかにし、それに基づいて残っているものは、保存していきます。その上で、目に見える形で、活用することを考えています。このような「調査」、「保存」、「活用」という3本の柱を考えました。岐阜城と聞くと、一般的には山の頂上の天守をイメージするかと思いますが、史跡に指定されているのは、山全体です。非常に広大であるため、3つのエリアに分けて整備を進めていきたいと考えています。1つ目の天守閣がある山上部は、石垣などが残っていますので、あまり手を加えず、山頂からの眺望に配慮した形で、最低限度の植栽整備を行うなど、

保存を進めていきます。天守閣内に展示がありますが、国の史跡に指定されたことを機に既存の物を活かした展示機能やガイダンス機能を高めていきたいと考えています。3つの中で最も大きな面積を占めているのが山の中腹、山林部です。現状では、整備が難しい部分があり、登山道の維持管理が中心となります。また、気づきにくい場所に砦が残っていますので、将来的に砦が見えるようにし、そこからの眺望を楽しんでいただけるような整備を行っていきます。これらは、中長期的な考えで取り組みますが、当面は、山麓部の岐阜公園の整備を優先して行っていきたいと考えています。昨年11月に金箔瓦が出土されたことをご報告させていただきましたが、山麓部の信長公の居館を目に見える形で整備したいと思います。現在は、館の入り口部分だけが整備されていますので、そこから奥にある信長がお客をもてなした空間を最優先で整備していきます。最初のページをご覧ください。今後のスケジュールについて説明を記載しております。史跡岐阜城跡整備基本構想を策定いたしましたので、今後、発掘調査をさらに進めながら、基本設計、実施設計を具体的に進め、整備を行います。山麓の館についても面積が非常に広大ですので、地区を分けながら、進めていくこととなります。資料の裏面をご覧ください。現在行っている公開・活用の取組について記載しています。信長学フォーラムや発掘現場の公開などは、教育委員会が単独で行うには難しい部分がありますので、整備の体制と仕組みづくりとして関係機関や金華山を守っておられますボランティア団体の方々とも一緒になって事業を推進していきたいと考えています。来年度からは、いきなり何処かに何かを作るということはなく、史跡岐阜城跡整備基本構想に基づいて、現時点での部分的な発掘調査からさらに広い面積を発掘し、より信長公居館の姿を明らかにしていく予定です。

**○後藤委員長** 予算は、計上してありますか。

**○内堀社会教育課長** 来年度はPRも含めて、多くの予算を頂き、今回の市議会において承認いただいています。岐阜公園の三重塔の下の辺り一帯を発掘する予定です。そこには、池が残っていますが、今まで部分的にしか掘ってませんので、全体像が分かりませんでした。掘り出しますと池の形があらわになると考えていますので、来年度は、全て明らかにしたいと思います。また、随時ご報告させていただきます。

**○後藤委員長** ほかにないようですので、次にまいります。報告(4)について、事務局から説明をお願いします。

**○平井青少年教育課長** 事前にお配りした資料の5ページから12ページです。資料のほか、リーフレットが完成しましたので、お手元にお配りさせていただきました。平成23年度中の岐阜市青少年問題協議会において、新たなリーフレットを作成することとなりましたので、このような形にまとめました。

平成22年に子ども・若者育成支援推進法が制定され、同法第9条で市町村に子ども・若者支援の計画の策定に努める義務が課せられました。岐阜市において、平成13年度に策定し、週5日制を主にした計画である「元気健康子どもプラン」や、平成17年度に策定した「岐阜市青年生き生きプラン」は、共に策定から年数が経過しているため、作り変える必要があるのではないかという意見を平成23年度中にいただきました。その後、計画の作成を進め、平成24年9月の定例会において、計画素案を報告し、11月に開催した第1回青少年問題協議会において委員の皆さまからのご意見を踏まえた計画案を諮りました。

現代社会の子ども・若者を取り巻く問題が深刻化、複雑化しているという今日的な課題に対応する必要性や、新たな教育振興基本計画、(仮称)総合教育支援センターの開設等など、教育委員会の新しい施策とも合わせた計画となっています。震災後の地域の在り方を見直す動きの中で、地域の組織力の活用にも着目する必要があり、3つの基本目標を立てました。基本目標1が「すべての子ども・若者の健やかな自立を支援」、基本目標2が「困難を有する子ども・若者やその家族を支援」、基本目標3が「子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備」です。この基本目標に基づき、基本施策を定め、基本施策の主な事業を記載しています。9月の定例会にご報告した際に、基本理念のサブタイトルを「大人はみんな教育者」としていましたが、分かりにくいのではないかとのご指摘を頂き、ご覧の「未来を担う人づくり」に変更をしています。

**○後藤委員長** 只今、説明がありました報告(4)について、ご質問、ご意見等ございませんか。

**○平井青少年教育課長** 補足いたしますと、青少年問題協議会は、法律により任意設置とされております。青少年問題協議会の役割は、青少年の指導、育成、保護、矯正に関する総合的施策の樹立につき、必要な事項を調査審議すること、また、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ることとしています。今回、この計画を基にして、資料裏面に記載の「実施機関・主体」と連携しまして、基本目標に見合う政策や事業を行っていただくために青少年問題協議会が「岐阜市子ども・若者生き生きプラン」を主唱しました。

○**中島委員** このリーフレットは、どこに配布を予定していますか。

○**平井青少年教育課長** 「実施機関・主体」に記載された団体のほか、学校に配布します。

○**中島委員** 学校の教員に向けて配布するのですか。

○**平井青少年教育課長** はい。リーフレットの裏の上段に、困ったときに相談できる機関を記載していますので、相談を受けた方が分かるようにしています。本計画は、(仮称)総合教育支援センターの名称も決まることなど変更が考えられますので、毎年、実情に合わせて手直しすることを考えています。

○**小野木委員** 「展開1」や「展開3」において、今年度と来年度を比較して、変化している事業はありますか。

○**平井青少年教育課長** 来年度からスポーツ推進計画を施行いたしますので、「展開1」の「②」に、関連した事業を載せています。

○**島塚事務局長** 項目は変化していませんが、来年度の各事業の予算を充実しています。平井課長が申し上げたスポーツについても新たな事業を進めていく予定です。項目自体は、目新しいものはないかもしれませんが、内容が充実していることが特徴です。

○**早川教育長** 例えば、「展開1」の「③ 自己実現の支援」に文化芸術体験があります。これは、劇団四季を招くために予算計上いたしました。また、「展開2」の「①」では、(仮称)総合教育支援センターを中核とし、困難を有する子への支援を行います。そして、「展開3」の「③」は、来年度、コミュニティスクールが8校から22校に広がります。今後、3年間で全ての学校に広がりますので、大きな施策となります。

○**後藤委員長** 施策の推進状況を管理していく機会がありますか。

○**平井青少年教育課長** 青少年問題協議会が行います。

○**後藤委員長** ほかにございませんか。ないようですので、次にまいります。

報告(5)について、事務局から説明をお願いします。

**○黒田歴史博物館長** 歴史博物館です。「タイムスリップ 大むかしの暮らし」、「加藤栄三・東一 岐阜を描く」、「Dr. コト-診療所 山田貴敏 原画展」の3点をご報告させていただきます。「タイムスリップ 大むかしの暮らし」のチラシをご覧ください。歴史博物館の特別展示室において開催いたします。開催期間は、4月10日から5月6日までです。裏面をご覧ください。会場構成がこのようになっています。小学校6年生の新しい社会の教科書に「歴史博物館に行ってみよう」とあり、歴史の導入部分になっています。そのため、我々の歴史博物館で、「歴史博物館に行ってみよう」の社会の授業を行っていただこうと考え、夏休みの時期から4月、5月の時期にずらし、学校教育との連携を図りながら、展覧会を開催することを考えています。チラシにありますように体験コーナーが多くありますが、学習面を重視したいと考えています。この企画展では、多くのボランティアの方にご参加いただきますので、春休みにボランティアの方々どのように開催していくかを検討しながら、4月10日の開場式に向け、進めていきたいと思えます。

続いて、「加藤栄三・東一 岐阜を描く」のチラシをご覧ください。第1展示室で4月23日から6月30日まで開催いたします。加藤栄三先生が多く描く長良川と鶺鴒に加え、高山市に編入された丹生川村を取材した「秋」や「山の郵便局」といった作品を展示いたします。チラシに載っている鮎の絵は、今年、大垣の方から寄付をしていただいた作品です。加藤栄三先生の鮎を描いた絵は、今までにあまりなく、ありがたく寄付を受けさせていただきました。東一先生の展示では、今から25年前、長良川の源流から河口までを取材し、開いた「長良川流転」という個展の作品のスケッチを中心に展示をさせていただきます。

続いて、第2展示室では、「Dr. コト-診療所 山田貴敏 原画展」を開催いたします。4月23日から5月19日まで開催いたします。テレビや中島みゆきの歌でも有名になりました。

**○早川教育長** 山田貴敏氏は、長良高校出身ですか。

**○黒田歴史博物館長** はい、そうです。小学館に所属している漫画家で、倉敷芸術科学大学の客員教授でもあり、岐阜信長大使も務めていただいています。今回、山田氏の出世作であります「Dr. コト-診療所」の第1編の原画の中から、50枚程度をお借りし、展示させていただきます。漫画の原画を展示することは、あまりありませんので、注目されるのではないかと考えています。人気漫画である影響も考えますと来年度、美術館で一番の展覧会になるのではないかと考

えています。

**○後藤委員長** 続きまして、議事日程 第6 の 議事 に参ります。第15号議案から第37号議案について、一括して事務局から説明をお願いします。

**○長谷川教育政策課政策係長** 第15号議案から第37号議案までの議案についてですが、2月の定例会でお諮りした岐阜市附属機関設置条例の下位にあたる詳細を定めた規則の制定についての議案です。規則案は、すべて同じような規定になっていますので、一件ずつご説明申し上げることは控えます。A3の一覧表「教育委員会の所管に属する附属機関の一覧」にてご説明申し上げます。一番上の見出しの網掛けの部分に記載をしている「附属機関設置条例で制定する事項」として、「附属機関の名称」と「担当事務」を定めています。その右側に記載の「教育委員会規則で制定する事項」として、「趣旨」や「組織」の人数を定めています。いくつかポイントを説明します。「組織」では、人数の定数を記載しています。そして、具体的な構成ですが、網掛け部分に記載していますが、経営分析専門家や学識経験者等があります。別冊3の資料で、それぞれの委員会の規則に詳細を記載していますので、ご覧ください。それぞれの事務の必要に応じ、委員の割り振りを決定しています。公募が少ないことが課題であり、もう少し取り入れていきたいと考えています。「組織」の右側にある「任期」については、それぞれの委員の任期です。「特例有」と記載がある審議会は、現行の委員の任期を継続して続けるという最初限りの特例です。個人情報扱うものについては、「会議非公開」にすることや、委員に「守秘義務」を課すことなども規定しています。また、利害関係者が参入してくる委員会に関しては、委員の「除斥」の規定も設けています。

**○後藤委員長** 只今、説明がありました第15号議案から第37号議案について、ご質問、ご意見等ございませんか。

**○中島委員** 委員会は、年に何回くらい開かれていますか。

**○長谷川教育政策課政策係長** それぞれの委員会によって異なります。例えば、一番上に記載の「岐阜市教育委員会指定管理者選定委員会」は、5年に3回程開催されます。その下の「岐阜市教育委員会指定管理者評価委員会」は、年に2回です。また、「岐阜市教育委員会事務点検評価委員会」は、年に1回であり、「岐阜市教育振興基本計画検討委員会」は、5年に4回程開催されます。

○**矢島委員** 今まで規則がなく、新たに規則を作るということですか。

○**長谷川教育政策課政策係長** はい。条例の下位として作ります。

○**矢島委員** 条例ができたから、規則を制定するということですか。

○**長谷川教育政策課政策係長** はい。条例には、名称と事務しか記載がありませんので、その具体的な組織を規則で定めます。

○**矢島委員** 条例ができる前は、同様のものがあったのですか。

○**長谷川教育政策課政策係長** はい。要綱、いわゆる内規で定められていました。

○**島塚事務局長** 今までとすることは変わりません。法の整備を行ったということです。

○**長谷川教育政策課政策係長** 実務的な変更はありません。2月にご説明申し上げたように、条例を設けなければならず、今回、条例の下位にあたる規則を作りました。

○**後藤委員長** 以前、新聞に掲載されていた記事は、これらの審議会の報酬のことでしょうか。

○**島塚事務局長** 委員の報酬の日額制への見直しの記事ですね。条例化したことによって、条例設置の委員会となり、今まで報酬が5千円程だった委員が、概ね9,100円の報酬になったものもあります。なぜ上げるのかという指摘がありました。今まで岐阜市では、条例設置の審議会では、報酬が9,100円でしたから。

○**長谷川教育政策課政策係長** 回数の計算に馴染む委員会では、日額9,100円でしたが、会議外での仕事が多い委員会では、年額という形でした。

○**島塚事務局長** 昨年、市議会で指摘があり、条例を設けることで、今まで要綱で運用していた審議会の多くが日額9,100円の報酬になりました。

○**後藤委員長** 多くが一律の報酬になったということですね。

○**島塚事務局長** はい。

○**後藤委員長** ほかに何かありませんか。ないようですからお諮りします。第15号議案から第37号議案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手を願います。

(全委員の挙手確認)

○**後藤委員長** ご異議ないようですので、第15号議案から第37号議案については原案のとおり決することとします。

続きまして、第38号議案について、事務局から説明をお願いします。

○**内堀社会教育課長** 社会教育課でございます。13ページから15ページをご覧ください。「岐阜市公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」お諮りします。公民館使用料の減免について、今まで施行規則の中に、いつ、誰に提出するのかという規定が記載されていませんでした。そのことについて、今年度の包括外部監査の中で指摘がありました。そのため、使用料の減免申請書をあらかじめ教育委員会に提出することを明文化したものです。今まで明文化されていませんでしたが、今まで行ってきたことと変わりはありません。

○**後藤委員長** 只今、説明がありました第38号議案について、ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですからお諮りします。第38号議案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手を願います。

(全委員の挙手確認)

○**後藤委員長** ご異議ないようですので、第38号議案については原案のとおり決することとします。

続きまして、第39号議案について、事務局から説明をお願いします。

○**内堀社会教育課長** 「岐阜市文化財保護費補助金交付規則を廃止する規則制定について」お諮りします。「岐阜市文化財保護費補助金交付規則」は、昭和52年に制定された規則です。平成11年に「岐阜市補助金等交付規則」が施行され、その際に、「岐阜市文化財保護費補助金交付規則」を要綱に整理してもよかったです。



ものを、そのままとしていました。今回、「岐阜市文化財保護費補助金交付規則」についても、先ほどの議案同様に様式等の修正事案が発生したため、これを機会に規則を廃止し、改めて要綱に定める整理を行います。実際に、規則を要綱に改めますが、執行自体に変更はありません。

**○後藤委員長** 只今、説明がありました第39号議案について、ご質問、ご意見等ございませんか。

**○後藤委員長** ないようですからお諮りします。第39号議案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手を願います。

(全委員の挙手確認)

**○後藤委員長** ご異議ないようですので、第39号議案については原案のとおり決することとします。

続きまして、第40号議案について、事務局から説明をお願いします。

**○内堀社会教育課長** 17ページから22ページまでお願いいたします。「岐阜市史跡の指定について」です。17ページをご覧ください。2件を新たに市の史跡の指定にすることをお諮りするものです。1件目は、「瑞龍寺山頂遺跡」です。所有者及び所在地は、記載のとおりです。2件目は、「織田塚」です。いずれも、文化財として価値が高いものです。

19ページの地図をご覧ください。「瑞龍寺山頂遺跡」の場所は、市役所南庁舎の真東にあります。教育長室の窓から見えるビルの陰にある山です。その山の山頂で、昭和41年に中国製の鏡が発見されました。それがきっかけで、発掘調査を行ったところ、弥生時代の墓であるということが分かりました。中国製の鏡が弥生時代の墓から出土することは、大変珍しいことです。中国製の鏡が出土する弥生時代の墓の中で、当時、日本の一番東にあったということを示すことで注目されましたが、指定されていませんでした。

2件目の「織田塚」は、市の史跡である「伝織田塚改葬地」がある円徳寺のすぐ東側の町中の狭い場所に「織田塚」があります。22ページをご覧ください。「織田塚」の写真です。「織田塚」には、このような墓石が多くあり、地元の方が説明札を立てています。「織田塚」は、織田信長の父親の織田信秀が、当時稲葉山城主だった斎藤道三を攻めた際、反撃に合い、大敗北を喫した際、亡くなった織田軍の武将を葬ったと伝えられる塚です。円徳寺にある「伝織田塚改葬地」

は、昭和32年に史跡に指定されているため、その際に「織田塚」も併せて指定されても良かったのですが、そのままになっておりました。先ほどの岐阜城の際にご説明申し上げましたが、昨今、岐阜城跡全体が国の史跡に指定されたこともあり、岐阜城や関係する史跡に対して大変関心が高まっています。その中で、「瑞龍寺山頂遺跡」も岐阜城がある金華山の山続きで大変価値が高いという声が上がりました。このような流れの中で、「織田塚」についても、大変重要であると考え、改めて調査をし、今年の2月19日に第2回岐阜市文化財審議会において、2件について、史跡指定に値するという建議をいただきましたので、本日、教育委員会の定例会においてお諮りする次第です。

**○後藤委員長** 只今、説明がありました第40号議案について、ご質問、ご意見等ございませんか。

**○早川教育長** 「織田塚」についてですが、誰が葬ったのですか。

**○内堀社会教育課長** その記録はありませんので、分かりませんが、いろいろな説があります。

**○矢島委員** 墓石は誰が置いたのですか。

**○内堀社会教育課長** 時代的にあまり差がないので、おそらく葬った時に、塚に積んだ墓石です。五輪塔や宝篋印塔と呼ばれる墓石を積んだものと考えられます。

**○矢島委員** 当時のまま保存されているということですか。

**○内堀社会教育課長** はい。ただ、発掘はされていませんので、本当にこの墓石の下に、お骨があるかどうかは分かりません。史跡とは、土地に対する指定になります。「織田塚」は、歴史的な非常に重要な場所であり、価値が高いということです。すでに地元では、織田塚保存会が作られ、花を供えたり、掃除をしたり、大切にお守りされてきました。岐阜市文化財審議会では、今回の指定に際し、そのようなことも非常に大事なことでありと評価しています。

**○後藤委員長** ほかにないようですからお諮りします。第40号議案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手を願います。

(全委員の挙手確認)

**○後藤委員長** ご異議ないようですので、第40号議案については原案のとおり決することとします。

続きまして、次回以降の会議の日程を確認いたします。次回の定例会は4月19日、金曜日、午後3時から、5月の定例会は、5月23日、木曜日、午前9時15分から、全て教育長室にて行いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、秘密会形式で、審議をいたします。事務局は準備をお願いいたします。それでは、会議を一旦休憩とします。

(秘密会の準備)

**○後藤委員長** 以上を持ちまして本日の議事は終了しました。これにて、教育委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後5時閉議閉会